

議会力を高める府議会・委員会の
あり方に関する検討結果
(1次答申)

令和2年3月
議会運営委員会
議会改革検討小委員会

目 次

1	検討に至る経過	
(1)	田中議長からの議会改革の取組に関する諮問	1
(2)	諮問への対応	1
2	小委員会における検討の経過	
(1)	委員	2
(2)	検討の経過	2
3	検討結果	
(1)	検討項目（論点）と検討の進め方について	3
(2)	検討結果	4
ア	検討結果（提言）	4
イ	その他の検討状況	7
<別紙資料>		
別 紙	平成31年度予算審議に係る委員長報告に 当てはめた場合のイメージ	8
<参考資料>		
資料 1	予算・決算審査を踏まえた「意見・提言」実施状況（全国） ...	11
資料 2	請願受理状況（全国）	12
資料 3	請願者の意見陳述の可否（全国）	13
資料 4	議会改革に関する諮問書	14
資料 5	議会改革に関する検討組織の設置について	15

1 検討に至る経過

(1) 田中議長から議会改革の取組に関する諮問

京都府議会では、これまでから、府民のための議会のあり方を求めて議論を重ね、開かれた議会や政策提案機能・監視機能の充実に向けた様々な議会改革の取組を実施してきたところである。

議会改革に終着点はなく、これまでの取組の成果を確かなものとし、更に発展させながら府民の信託に応え、府議会の権限を最大限に発揮していくためには、議会改革に関し、不断の検討を行うことが求められている。

令和元年7月3日、田中議長から議会運営委員会に対し、新たな議会改革の課題として、次の2点について議会改革に関する諮問が行われた。

- 少子高齢化、人口減少という社会情勢にある中で、これらを見据え、新しい総合計画を策定しようという今、私たち府議会に求められていると考える「議員力」・「議会力」を高める取組について、議会改革の課題として、次の検討をお願いしたい。
 - ① 選挙区ごとに選出される議員には、それぞれの地域の課題や要望をしっかりと把握し、地域の多様な可能性を感じながら、それらを府域全体の発展に資する府政の方針・政策・施策として鍛え上げる力量が求められており、そのための議員力向上の取組の実施検討
 - ② 二元代表制の一翼を担う議会は、知事等の執行機関に対する政策提言という重要な機能を有しており、その機能が今まで以上に機動的かつ効果的に発揮される、議会・委員会運営のあり方の検討（試行の検証を含む。）

(2) 諮問への対応

(1)による田中議長からの諮問を受け、①の諮問項目については、令和元年7月4日、現状の分析と議員力向上の取組のあり方及び具体的な充実策・実施策について検討を行なうよう、理事調整会議から政策調整会議に対し要請がなされた。

また、②の諮問項目については、同日、議会運営委員会に委員12名で構成する議会改革検討小委員会を設置して検討を行うこと、及び委員会における情報端末の活用試行の検証その他府議会のICT化については小委員会の委員5名で構成する作業部会を小委員会に設置して調査研究を行うことが、議会運営委員会において決定された。

②の諮問項目のうち作業部会での調査研究については「議員力・議会力を高める府議会のICT化に関する調査研究について」として、別に検討の結果を報告することとし、ここでは、それ以外の項目に関し検討を行なった結果を報告するものである。

2 小委員会における検討の経過

(1) 委員（12名）

- 委員長 荒巻 隆三（自民）
- 委員（自民） 菅谷 寛志、能勢 昌博、岸本 裕一、家元 優
宮下友紀子
- （共産） 光永 敦彦、浜田 良之
- （府民） 平井 斉己、堤 淳太
- （公明） 諸岡 美津、小鍛冶義広

(2) 検討の経過

②の諮問項目について、計8回にわたる検討を行い、この報告書を取りまとめたものである。

- R 1. 7. 4 第1回 委員長の選任、今後の進め方等
- R 1. 9. 11 第2回 検討事項（論点）及び検討スケジュール（1）
- R 1. 9. 24 第3回 検討事項（論点）及び検討スケジュール（2）
- R 1. 10. 4 第4回 議会・委員会運営のあり方（1）
- R 1. 11. 6 第5回 議会・委員会運営のあり方（2）
- R 1. 12. 18 第6回 議会・委員会運営のあり方（3）
- R 2. 2. 25 第7回 議会・委員会運営のあり方（4）
- R 2. 3. 2 第8回 まとめ協議・確認

3 検討結果

(1) 検討項目（論点）と検討の進め方について

小委員会においては、議長からの議会改革に関する諮問を受け、まずは、令和元年度からの2箇年で検討を行うべき項目（論点）及び検討の進め方について、前期における議会改革の取組・課題も勘案しながら整理を行った。

その検討結果は、次のとおりである。

(令和元年度の検討項目（論点）)

① 「意見・提言」のあり方（予算・決算特別委員会）

- ・ より有効な「意見・提言」のあり方について

② 「請願・陳情」の処理及び審査のあり方（常任委員会）

- ・ 多くの府民から同一案件の請願がなされた場合の請願審査について
- ・ 説明者の説明機会の確保について



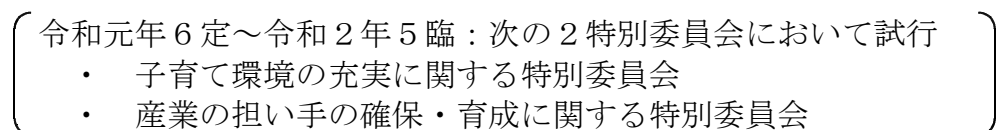
(検討結果（提言）)

- ・ ①及び②については、本報告書をもって検討結果を答申する。（1次答申）
（具体的な検討結果は、(2)のとおり）

(令和2年度の検討項目（論点）)

③ 特別委員会のあり方

- ・ 「政策提言型特別委員会」の検証と今後の運営のあり方について

- 
- （令和元年6定～令和2年5臨：次の2特別委員会において試行）
 - ・ 子育て環境の充実に関する特別委員会
 - ・ 産業の担い手の確保・育成に関する特別委員会

- ・ その他、特別委員会の数やテーマの設定、正副議長を除く全議員が参画していることの是非など、特別委員会のあり方について



(検討結果（提言）)

- ・ ③については、来年度に検討を行い、検討結果を答申する。（2次答申）
- ・ なお、「政策提言型特別委員会」については、まずは、令和元年度に試行した特別委員会の委員長（2名）から、実施状況等及び課題等を聴取し、その検証を行うところから、あり方の検討を開始してはどうか。

(2) 検討結果

ア 検討結果（提言）

(1)で抽出した、次の①・②の項目に関し小委員会で検討した結果、次の結論について意見が一致した。

なお、その他の検討状況については、イのとおりである。

① 「意見・提言」のあり方（予算・決算特別委員会）

（本会議での「意見・提言」について）

○ 府議会では、府政の運営や予算の編成に府民の思いを反映させる「議会力」発揮の取組として、予算・決算各特別委員会での審議を通じ、執行機関に対する指摘や要望を全会派の総意として集約し、「意見・提言」として知事に提出している。（予算にあつては、当初予算・知事選後の肉付け補正予算の場合に実施）

◎ この「意見・提言」は、閉会後に、副議長並びに特別委員会の正副委員長及び幹事並びに副知事の立会の下、議長から知事に文書を手交するという方法で行ってきたが、それに加え、本会議に出席する理事者に対し、また、傍聴者やネット視聴中の府民に対し、いっそう府議会の意思であることを明確に表わし、「議会力」の更なる発揮につなげるため、次年度から、全議員が出席する本会議の委員長報告の中でも「意見・提言」を行うこととしてはどうか。

◎ この場合に新たに実施する委員長報告は、次の例を基本としてはどうか。

(ア) 「①付託審査の経過・結果を報告する部分」と、「②「意見・提言」について述べる部分」とを、口述上、明確に切り分けて行うこととし、このうち「意見・提言」の内容をどのように述べるかについては、正副委員長・幹事協議会での協議・調整を踏まえた委員長の裁量事項とする。

(イ) (ア)の協議・調整に係る「意見・提言」として述べる内容は、次の例を基本とする。（実施例のイメージは、右ページのとおり）

(a) 「意見・提言」となる「指摘・要望事項一覧」から、主な内容を読み上げる。

（主な内容の整理案）

- ・ 重点事項は、原則、全て述べる。
- ・ 部局別事項は、各部局につき1つまで（共管の場合も含む。）とする。

(b) 委員長は、その立場を踏まえ、その他の委員意見にも配慮する。

（例えば、「このほか、本委員会審議の中で各委員から述べられた事項につきましても、御配慮いただくようお願いしております。」と述べる等）

(c) 文章が長い場合などは、聴いて分かりやすいような要約も可とする。

【 委員長報告における「意見・提言」の実施例（イメージ） 】

（基本とする例）

- (a) 「意見・提言」となる「指摘・要望事項一覧」から、主な内容を読み上げる。
 （主な内容の整理案）
- ・ 重点事項は、原則、全て述べる。
 - ・ 部局別事項は、各部局につき1つまで（共管の場合も含む。）とする。
- (b) 委員長は、その立場を踏まえ、その他の委員意見にも配意する。
 （例えば、「このほか、本委員会審議の中で各委員から述べられた事項につきましても、御配慮
 いただくようお願いいたします。」と述べる等）
- (c) 文章が長い場合などは、聴いて分かりやすいような要約も可とする。



（実施例のイメージ）

（全体構成）

<p>①（決算・予算）特別委員会に付託されております第〇号議案（略） につきまして、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>それでは、付託議案〇件に対する採決の結果を申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>以上が本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果であります。</p>	<p>① 審査の経過 結果を報告</p> <p style="text-align: center;">（従前どおりの 取扱い）</p>
<p>② 今後の （府政運営 予算編成） につきましては、おって議長から知事に対し 提出される （予算 決算） 審議を踏まえた意見・提言について、十分に反映 されますよう、この際、主な内容について、申し上げます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">述べる内容 →正副幹事協調整</p> <p style="text-align: center;">（→ 具体的イメージは、別紙）</p> </div> <p>このほか、本委員会審議の中で各委員から述べられた事項につきま しても、御配慮いただくようお願いいたします。（略）</p>	<p>②「意見・提言」 【見直し部分】</p>
<p>③（結び）※副委員長・幹事へのお礼、締め言葉など</p>	<p>③結び</p>

(その他「意見・提言」のあり方について)

- 予算審議を踏まえた「意見・提言」については、決算の場合における予算措置状況報告の求めのような実効性の担保措置がないことから、他団体での実施状況等（資料1）を調査の上、あらためて議論を行ったが、「予算特別委員会で審議を尽くしたものを知事に対し「意見・提言」として示していくことは、二元代表制の下で、府議会の権能を最大限に発揮する観点から必要かつ重要であり、現行どおり、引き続き、予算・決算の双方とも実施すべきである」との結論に至った。
- 「意見・提言」の内容となる、委員会審議を通じた「指摘・要望事項」の取りまとめについては、正副委員長・幹事協議会において行うこととしているが、この取りまとめの際に、複数会派で同趣旨の意見を採用する、いわゆる「2会派ルール」について、あらためて議論を行ったが、「当該取扱いは多様な意見を議会の意思としてまとめるに当たって必要といえるので、維持する」としつつ、今後、より多様な意見を反映させる方法について検討することの必要性も確認された。

② 「請願・陳情」の処理及び審査のあり方（常任委員会）

- 多くの府民から同一案件の請願がなされた場合の請願審査の取扱いについて、何らかの検討が必要かどうかを議論したが、「請願は府民の権利であり、「多くの府民からの請願」は「重み」として受け止めるものであって、ルールに基づくこれらの請願の請願者数が多かったとしても、そのための処理・審査のあり方の検討は必要ない」との結論に至った。

イ その他の検討状況

「請願・陳情」の処理及び審査のあり方に関して、小委員会では、結論を見いだすには至らなかった検討項目について、各委員から述べられた主な意見を今後の議論に資するため、次のとおり示す。

(請願者の説明機会の確保について)

<現行の取扱いでよいとする意見>

- ・ 紹介議員という制度を踏まえると、個々の思いをしっかりと受け止めて説明していくというのは、我々議員の役割の中で果たされるものではないか。
- ・ 請願者の説明機会の確保については、議会において、説明機会を設ける仕組み自体は有しているので、今のやり方で良いのではないか。

<説明機会をできるだけ確保すべきとする意見>

- ・ 紹介議員が説明するよりも、実際に請願している方に説明いただく方が、より趣旨が理解できる。また、請願者の伝えたいという思いも受け止めることができるので請願権の保障という点にも適う。できるだけ請願者の説明機会が確保されるべきではないか。
- ・ 説明機会を設ける仕組みがあるといっても、実際に説明機会が与えられたケースは少ない。機会を担保する仕組みにすることが必要ではないか。

<手続に関する意見>

- ・ 請願者の説明機会に関しては、多くの議会で、委員会の場で判断されているようである。府議会においてもそうすべきではないか。
- ・ 請願者の意見陳述の可否については、委員長には議事整理権があるので正副委員長会で議題として取り上げるかどうかを協議の上、判断するという現行の取扱いでよいのではないか。

(「陳情」の処理・審査について)

- ・ 陳情については、議員が発言しない限り議論の俎上にも上がらないという現行の取扱いがよいのか、陳情者の思いを受け止めるという観点から、今後検討していく必要があるのではないか。

平成31年度予算審議に係る委員長報告に当てはめた場合のイメージ

※下線部が見直しイメージ部分

(1)

予算特別委員会に付託されております、第1号議案平成31年度京都府一般会計予算を含む49件の議案につきまして、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、予算特別委員会当初予算審査小委員会による10日間にわたる書面審査、そして、3月6日には、西脇知事の出席を求め総括質疑を行い、府政全般にわたる重要課題を中心に審査を行ったところであります。

審査に当たりましては、先の9月定例会における決算審議を踏まえた「意見・提言」で示した内容がどのように反映されているか、また、本格的な人口減少・少子化・超高齢社会が到来しつつある中、新しい時代の京都づくりに向けた施策をいかに進めるべきかなど、様々な角度から、厳正に審査を行ったところであります。

今回の当初予算は、西脇府政初の当初予算であり、新しい京都の未来への挑戦予算として、待ったなしの課題である少子化・人口減少に手を打つ「子育て環境日本一への挑戦」など、5つの柱を軸に、国の2次補正予算も活用した14か月予算として編成され、将来に希望の持てる新しい京都府を切り拓いていこうとするものであります。

審査の結果についてであります。引き続き厳しい財政状況ではあるものの、子育て環境日本一への挑戦、京都の力を活かした文化・スポーツ・観光振興や産業政策の新たな展開、防災・減災対策など、暮らしの安心・安全の向上、そして、これらの基盤となるまちづくりに重点的に取り組むとともに、持続可能な財政構造の確立にも配慮されているものであると、多くの委員が評価したところであります。

なお、審査の過程におきまして、各委員から様々な意見や要望が述べられましたが、その主なものはお手元に配付いたしております「指摘・要望事項一覧」のとおりであります。それでは、付託議案49件に対する採決の結果を申し上げます。

第1号、第11号、第13号、第17号、第20号、第23号、第30号及び第43号の議案8件につきましては賛成多数で、いずれも原案どおり可決することに決しました。

なお、これら8件には少数意見が留保されております。

また、第2号から第10号まで、第12号、第14号から第16号まで、第19号、第21号、第22号、第24号、第26号、第28号、第45号から第59号まで及び第61号から第67号までの議案41件につきましては、賛成全員で、いずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果であります。

・付託議案の審査経過・結果報告との切り分け

(2)

今後の府政運営につきましては、追って、議長から知事に対し提出される予算審議を踏まえた「意見・提言」について、十分に反映されますよう、この際、主な内容について、申し上げます。

まず、重点事項としまして、

1 (ひとつ)、新総合計画の策定に当たっては、社会経済情勢が急激に変化する中、府域の実状や課題を踏まえるとともに、地域の魅力や特色を活かした新たな地域振興の取組など、府民が夢と希望の持てる新しい京都府の将来像を描くこと。

1 (ひとつ)、子育て環境日本一の推進については、未婚化・晩婚化などにより、急速に少子化が進行する中、若者や企業の結婚・子育てへの意識・行動の変革をもたらすとともに、安心して子育て・不妊治療のできる働きやすい職場づくりの推進や子育て家庭の経済

的負担の軽減、子育て支援団体の育成など、子育て環境日本一を目指した取組を市町村・企業・関係団体・地域が一体となって積極的に推進すること。

・このイメージでは、とりあえず各部局につき1つづつとしているが「共管の場合も含め、各部局1まで」という整理案は、1部局につき最低1つは読み上げるという趣旨ではない。
(省略する部局があってもよい。)

次に、各部局別の事項としまして、

1 (ひとつ)、知事直轄組織においては、多文化共生の推進について、在留外国人や留学生が増加する中、生活支援や就職支援、日本語教育の充実など、地域での外国人の受入環境の整備を図り、多文化共生の取組を一層推進すること。

1 (ひとつ)、総務部においては、財政運営について、厳しい財政状況の中、府税収入等の自主財源の確保や税源のかん養につながる効果的な施策を展開するとともに、納税の利便性の向上に取り組み、将来を見据えた財政運営に努めること。

1 (ひとつ)、政策企画部においては、AI・IoT等の活用推進について、AI・IoT等を積極的に活用し、さまざまな分野の政策課題の解決策を検討するとともに、府民サービス向上につながる取組を進めること。

1 (ひとつ)、府民生活部においては、地域防災力の強化について消防団活動の実情を踏まえた活動支援や団員の加入促進に努めるとともに、災害時の救助活動事例の紹介など、地域の防災力強化につながる取組を推進すること。

1 (ひとつ)、文化スポーツ部においては、文化の振興について、文化庁の移転を踏まえ、京都文化の更なる発信や地域の活性化につながる文化振興の取組を一層推進すること。また、京都学・歴彩館がその機能を十分に発揮できる取組を進めること。

1 (ひとつ)、環境部においては、エネルギー政策の推進について、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組を一層推進するとともに、将来を見据えたエネルギー施策の推進に一層努めること。また、水素エネルギーについては、他府県の状況も踏まえて活用方策を検討すること。

1 (ひとつ)、健康福祉部においては、児童虐待の防止について、急増・困難化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童相談所の体制強化や機能の充実に努めるなど、児童虐待防止の取組を一層推進すること。

1 (ひとつ)、商工労働観光部においては、中小企業支援について、京都経済センターを核として、創業支援の強化や販路開拓、人材育成、働き方改革など、総合的な中小企業支援を積極的に展開すること。また、就労・奨学金返済一体型支援事業を一層推進し、中小企業の人材確保に努めること。

1 (ひとつ)、農林水産部においては、農林水産業の振興について、京野菜や米、宇治茶などの京都産農林水産物の生産支援や魅力発信を強化するとともに、集落営農の実態を踏まえた支援に努めるなど、農林水産業の振興を一層推進すること。

1 (ひとつ)、建設交通部においては、交通網の整備について、地域経済の活性化や府民の安心・安全と利便性向上のため、JR奈良線の複線化を着実に進めるとともに、計画的な道路整備を推進すること。また、北陸新幹線については、自然環境や生活環境への影響等を踏まえ、慎重かつ適切な対応に努めること。

1 (ひとつ)、教育委員会においては、未来を見据えた教育の推進について、社会情勢が変化中、未来を見据えた教育のあり方について検討するとともに、時代の変化や地域の実情を踏まえ、府立高校のICT環境の整備や特色と魅力ある高校づくりを推進すること。

1 (ひとつ)、公安委員会においては、交番、駐在所等の整備・安全対策について、交番、駐在所等については、地域の実情を踏まえながら、計画的な整備に努めるとともに、防犯カメラの設置など安全対策の強化を図り、府民の安心・安全の確保に取り組むこと。

「意見・提言」の主な内容は以上であります。

このほか、本委員会審議の中で、各委員から述べられた事項につきましても、御配慮いただくようお願いしております。

理事者におかれましては、施策の実施に当たり最大限の効果を発揮できるよう、時期や手法にも留意いただくとともに、府民の声に耳を傾け、多様な主体との連携を図りながら、府政の推進に取り組んでいただきたいと思います。

(③)

結びに、各委員の皆様には、連日、終始熱心に、慎重かつ厳格な御審査を賜り、円滑な審議運営に御協力をいただきましたことに、心から感謝申し上げますとともに、尾形賢副委員長、酒井常雄副委員長、諸岡美津副委員長並びに山内佳子幹事には、委員会運営に格段の御尽力を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます、予算特別委員長報告といたします。

予算・決算審査を踏まえた「意見・提言」実施状況(全国) 資料1

	都道府県名	予算特別	決算特別
1	北海道		
2	青森県		
3	岩手県		
4	宮城県		
5	秋田県		
6	山形県		
7	福島県		○
8	茨城県		
9	栃木県		○
10	群馬県		
11	埼玉県		○
12	千葉県		○
13	東京都		○
14	神奈川県		
15	新潟県		
16	富山県		○
17	石川県		
18	福井県		○
19	山梨県		
20	長野県		○
21	岐阜県		
22	静岡県		○
23	愛知県		
24	三重県		○
25	滋賀県		
26	京都府	○	○
27	大阪府		
28	兵庫県		
29	奈良県	○	○
30	和歌山県		
31	鳥取県		○
32	島根県		○
33	岡山県		
34	広島県		
35	山口県		
36	徳島県		
37	香川県		
38	愛媛県		
39	高知県		○
40	福岡県		
41	佐賀県		
42	長崎県		○
43	熊本県		○
44	大分県		○
45	宮崎県		○
46	鹿児島県		○
47	沖縄県		
	合計	2	20

請願受理状況(全国)

資料2

	都道府県名	H30 (H30.1月～12月)		H29 (H29.1月～12月)	
			うち同一趣旨請願		うち同一趣旨請願
1	北海道	4		6	
2	青森県	3		3	
3	岩手県	19		31	
4	宮城県	8		5	
5	秋田県	11		8	
6	山形県	13		11	
7	福島県	54	6	53	8
8	茨城県	9		13	
9	栃木県	0		1	
10	群馬県	39		22	
11	埼玉県	19		10	
12	千葉県	23		28	
13	東京都	56	31	54	31
14	神奈川県	16		13	
15	新潟県	6		8	
16	富山県	10		10	
17	石川県	15		15	
18	福井県	7		9	
19	山梨県	9		10	
20	長野県	14		15	
21	岐阜県	7		13	
22	静岡県	2		1	
23	愛知県	13		23	
24	三重県	19		14	
25	滋賀県	19		14	
26	京都府	429	420	326	320
27	大阪府	13		18	
28	兵庫県	15		17	
29	奈良県	5		4	
30	和歌山県	0		2	
31	鳥取県	1		3	
32	島根県	9		11	
33	岡山県	11		11	
34	広島県	3		3	
35	山口県	7		9	
36	徳島県	4		6	
37	香川県	1		1	
38	愛媛県	17		18	
39	高知県	3		3	
40	福岡県	11		15	
41	佐賀県	1		2	
42	長崎県	5		5	
43	熊本県	11		6	
44	大分県	4		3	
45	宮崎県	5		3	
46	鹿児島県	2		1	
47	沖縄県	6		6	
	合計	958	457	863	359
	京都市会	116	114	8	3

請願者の意見陳述の可否(全国)

資料3

	都道府県名	請願者の 意見陳述の可否	備 考
1	北海道	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
2	青森県	×	
3	岩手県	○	必要に応じ、正副委員長が請願者と面会し、願意等を確認
4	宮城県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
5	秋田県	×	
6	山形県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
7	福島県	×	
8	茨城県	×	
9	栃木県	×	
10	群馬県	×	
11	埼玉県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
12	千葉県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
13	東京都	×	
14	神奈川県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
15	新潟県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
16	富山県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
17	石川県	○	委員会で許可した場合は可能(ただし、実績なし)
18	福井県	×	
19	山梨県	×	
20	長野県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
21	岐阜県	×	
22	静岡県	×	
23	愛知県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
24	三重県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
25	滋賀県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
26	京都府	○	正副委員長協議の上、必要と判断した場合は可能
27	大阪府	○	委員会代表者会議で協議の上、必要と判断した場合は可能
28	兵庫県	×	
29	奈良県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
30	和歌山県	×	
31	鳥取県	×	
32	島根県	×	
33	岡山県	×	
34	広島県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
35	山口県	×	
36	徳島県	×	
37	香川県	×	
38	愛媛県	×	
39	高知県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
40	福岡県	×	
41	佐賀県	×	
42	長崎県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
43	熊本県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
44	大分県	×	
45	宮崎県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
46	鹿児島県	×	
47	沖縄県	○	委員会で必要と判断し、許可した場合は可能
	合計	23	

※原則、請願者の意見陳述の制度はないが、委員会(正副委員長)において、必要と判断した場合は可能

令和元年 7 月 3 日

議会改革に関する諮問書

- 京都府議会は、これまでから、府民のための議会のあり方を求めて議論を重ね、開かれた議会や政策提案機能・監視機能の充実に向けたさまざまな議会改革の取組を実施してきたところである。
- 前期の 4 年間ににおいては、議会運営委員会に設置された議会改革検討小委員会を中心に、議会改革の検討が進められ、また、政策調整会議や広報広聴会議においても、それぞれ議会の政策機能・広報広聴機能を強化する取組が実施されたところ、これらの議会改革の成果については、今期に、さらに、将来に向けて、確実につなげていく必要がある。
- そもそも議会改革に終着点はなく、これまでの取組の成果を確かなものとし、更に発展させながら府民の信託に応え、府議会の権限を最大限に発揮するためには、議会改革に関する不断の検討を行うことが求められる。
- 少子高齢化、人口減少という社会情勢にある中で、これらを見据え、新しい総合計画を策定しようという今、私たち府議会に求められていると考える「議員力」・「議会力」を高める取組について、議会改革の課題として、次の検討をお願いしたい。
 - 1 選挙区ごとに選出される議員には、それぞれの地域の課題や要望をしっかりと把握し、地域の多様な可能性を感じながら、それらを府域全体の発展に資する府政の方針・政策・施策として鍛え上げる力量が求められており、そのための議員力向上の取組の実施検討
 - 2 二元代表制の一翼を担う議会は、知事等の執行機関に対する政策提言という重要な機能を有しており、その機能が今まで以上に機動的かつ効果的に発揮される、議会・委員会運営のあり方の検討（試行の検証を含む。）

議会改革に関する検討組織の設置について

1 名 称

議会運営委員会議会改革検討小委員会

2 構成等

- (1) 委員会は、委員12人をもって構成する。
- (2) 委員は、議会運営委員長が指名する。
- (3) 小委員長は、委員の互選により選出する。
- (4) 小委員会は、議会運営委員会条例に規定する会派に属さない議員の出席を求めることができる。

3 作業部会

- (1) 小委員会は、検討事項のうち、委員会における情報端末の活用試行の検証その他府議会のICT化について調査研究するため、作業部会を置く。
- (2) 作業部会は、委員のうちから小委員長が指名する委員5人をもって構成する。
- (3) 作業部会長は、作業部会に属する委員の互選により選出する。

4 運 営

- (1) 公 開 直接傍聴を行うとともに、会議の概要をホームページで公開する。
- (2) 参考人 必要に応じ、学識経験者を参考人に招致し、意見を聴取する。

5 検討事項

二元代表制の一翼を担う議会は、知事等の執行機関に対する政策提言という重要な機能を有しており、その機能が今まで以上に機動的かつ効果的に発揮される、議会・委員会運営のあり方の検討（試行の検証を含む。）